

（仮称）総合運動場等整備に伴う「墨田区都市計画マスタープランの一部変更（素案）」及び「墨田区文化・スポーツ地区建築条例（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

（仮称）総合運動場等整備に伴う「墨田区都市計画マスタープランの一部変更（素案）」及び「墨田区文化・スポーツ地区建築条例（素案）」について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に厚く御礼を申し上げますとともに、今回いただいたご意見等の要旨及びこれに対する区の考え方を公表します。

1 パブリックコメントの実施概要

（1）公表資料

墨田区都市計画マスタープランの一部変更（素案）
墨田区文化・スポーツ地区建築条例（素案）

（2）募集期間

平成28年10月11日（火）から11月11日（金）まで

（3）意見募集の周知・公表方法

ア パブリックコメントの周知

- ・区のお知らせ（平成28年10月1日号）
- ・区ホームページ
- ・説明会の実施（概要説明）
平成28年10月13日（木）、18日（火）

イ 公表資料の閲覧場所

- ・区民情報コーナー（区役所1階）
- ・都市計画部都市計画課（区役所9階）
- ・区ホームページ

（4）提出方法

直接または郵送、ファクス、Eメール

（5）提出先

都市計画部都市計画課都市計画・開発調整担当

（6）意見募集の結果

意見提出者数 1名
意見総数 1件

2 提出されたご意見等の要旨と区の考え方

No.	ご意見等の要旨	ご意見等に対する区の考え方
1	<p>都市計画マスタープランの一部変更に伴う今回の「鐘淵・堤通地区」を文化・スポーツ地区へ位置づけることについて、旧鐘ヶ淵中学校だけではなく、桜堤中やスポーツ施設を備えている都立公園（白鬚東公園）と連携を図り、それらの施設を含めた広い範囲で指定するべきである。梅若塚や隅田川神社、日活スタジオ跡等史跡も多い。</p>	<p>今後予定している都市計画マスタープランの改定事業の中で、区民の皆様と検討していきたいと考えております。</p>